

令和元年度 大阪地方最低賃金審議会

第330回総会 会議次第

令和元年7月3日(水) 午前11時  
(大阪地方合同庁舎第2号館5階 共用会議室C)

1 開 会

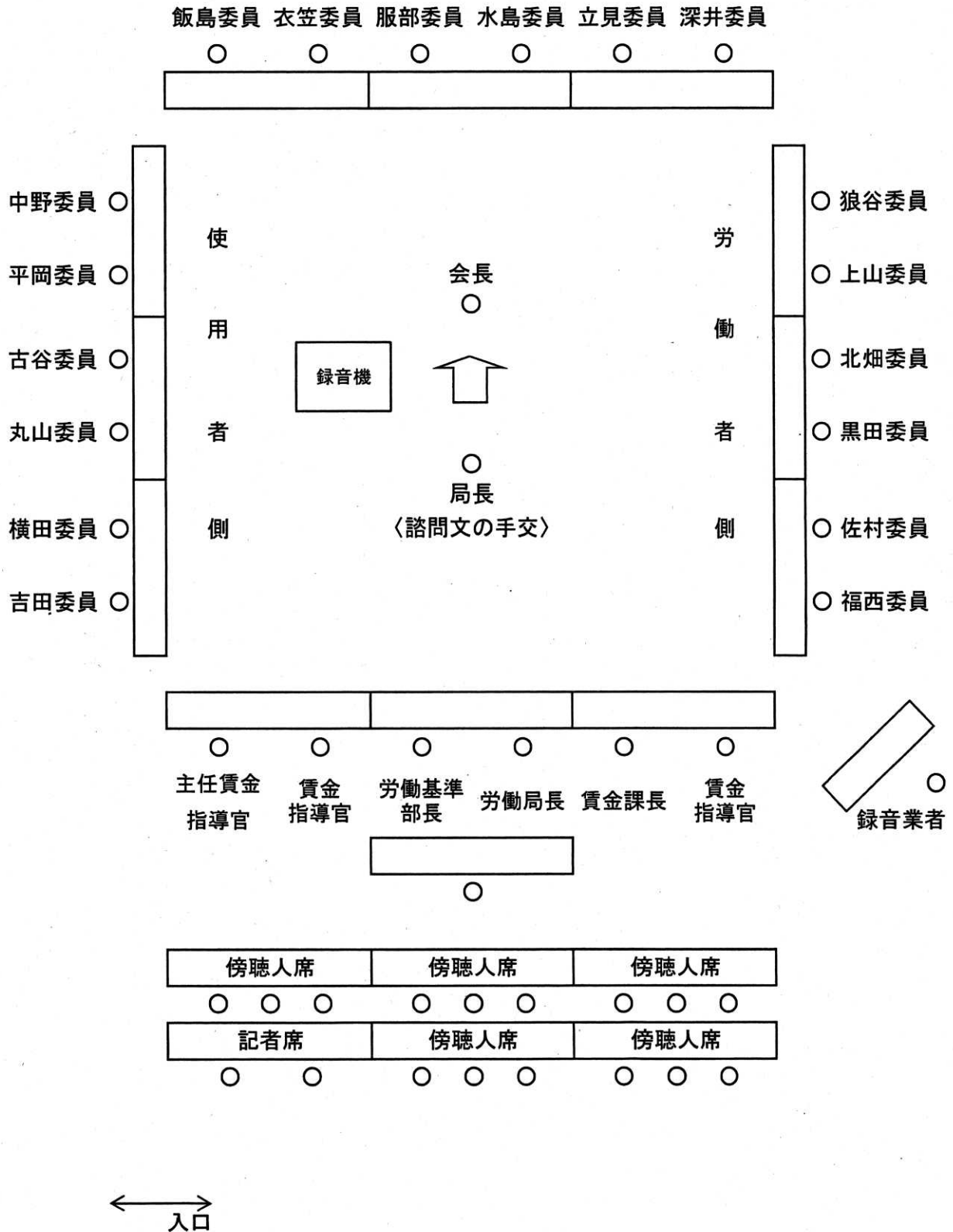
2 議 事

- (1) 本年度の審議の進め方について
- (2) 大阪府最低賃金の改正決定について(諮問)
- (3) 特定最低賃金の改正決定等について(諮問)
- (4) その他

3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会第330回総会 座席表

大阪合同庁舎第2号館5階 共用会議室C



# 大阪地方最低賃金審議会第330回総会

(令和元年度 第2回総会)

## 資 料 目 次

資料 1	令和元年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項 (案)	P 1
資料 2	令和元年度特定最低賃金の審議に関する申し合せ事項 (案)	P 3
資料 3	令和元年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ (案)	P 5
資料 4	令和元年度最低賃金審議会審議日程 (案)	P 7
資料 5	令和元年度特定最低賃金の改正決定に係る申出状況	P 9
資料 6	経済財政運営と改革の基本方針2019 (令和元年6月21日閣議決定) <関係部分抜粋>	P 11
資料 7	成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画 (令和元年6月21日閣議決定) <関係部分抜粋>	P 17
資料 8	団体からの最低賃金改正等に係る要請等	
(8-1)	日本労働組合総連合会大阪府連合会	P 21
(8-2)	大阪弁護士会	P 23

【追加資料】



(案)

令和元年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和元年 月 日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

**地域別最低賃金専門部会**

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行うこと。
- (4) 議決は、全会一致となるよう努めること。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

**特定最低賃金専門部会**

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

4 審議の基本方針

(1) 改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行うこと。

(2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

(案)

平成 年 月 日

令和元年度特定最低賃金の審議に関する申し合せ事項

大阪地方最低賃金審議会運営小委員会は、特定最低賃金における審議  
に関し、下記のとおり申し合せをする。

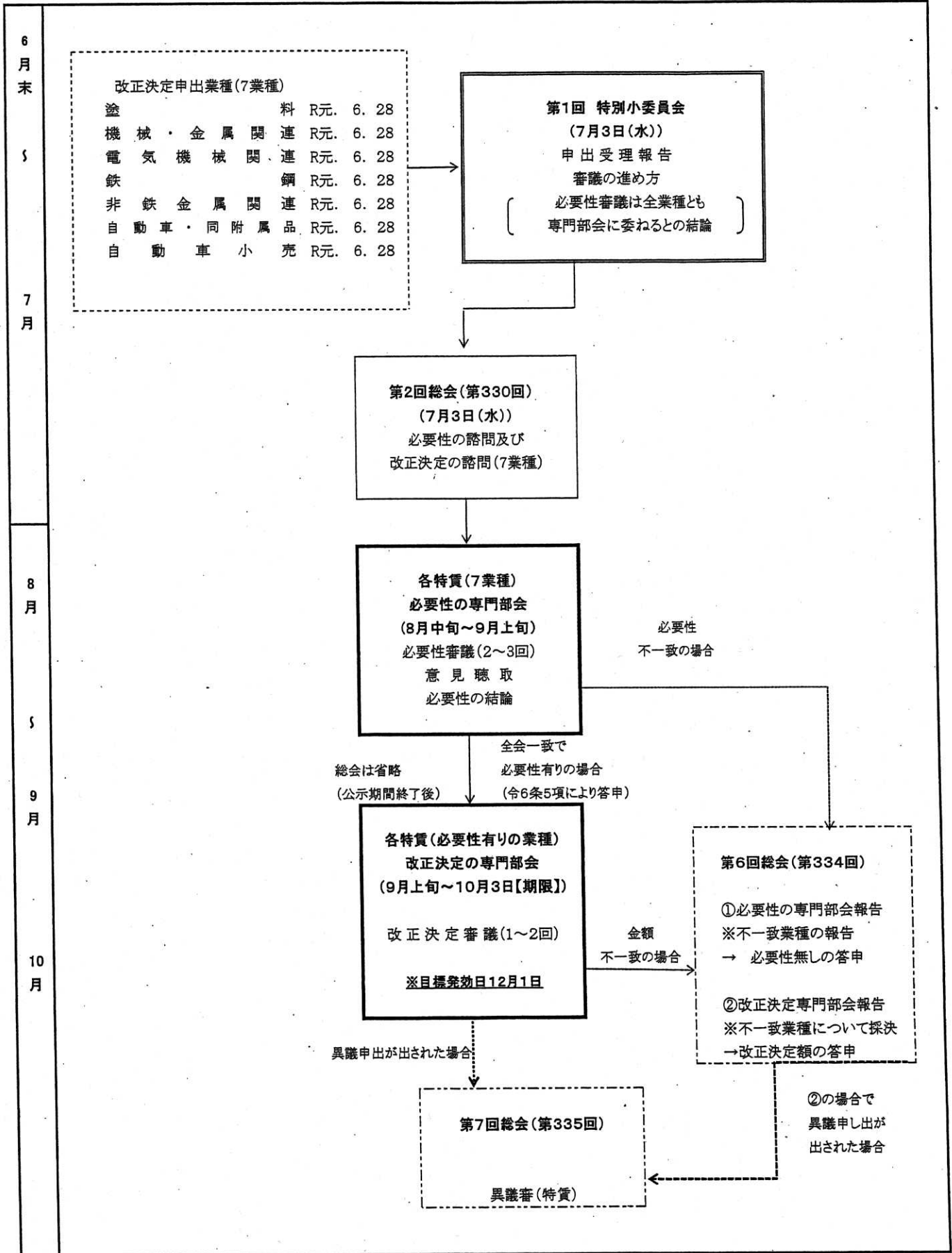
記

特定最低賃金に係る発効日については、令和元年12月1日を発効日  
とすることを目標とする。





令和元年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ(案)





令和元年度 最低賃金審議会審議日程(案) 大阪労働局労働基準部賃金課(令元.7.3)

月	総会	専門部会等	専門部会委員 推薦公示	意見聴取公示	異議申出公示
6月	<p>6月17日(月) 9:00~ 第1回総会(第329回) ・会長、会長代理の選出について ・小委員会等の設置について ・実地視察について</p> <p>6/26(水)実地視察(本審委員)</p>	<p>6月17日(月)9:40~ 第1回運営小委員会 ・審議会の進め方について</p>			
7月	<p>7月3日(水) 11:00~ 第2回総会(第330回) ・地域別最賃改定の諮問 ・特賃の改正必要性及び改正決定の諮問</p> <p>7月25日(木) 10:30~ 第3回総会(第331回) ・意見の陳述(地賃) ・地賃答申付帯事項への取組報告 ・目安伝達</p>	<p>7月3日(第2回総会前) 第1回特別小委員会 ・特賃の改正決定の申出状況 ・審議の進め方 (必要性専門部会に委ねるとの結論)</p> <p>7月中旬(第3回総会の前) 第1回地域専門部会 ・部会長等の選出 ・審議の進め方 ・地賃答申付帯事項への取組報告</p> <p>7月下旬~8月上旬 第2回~第5回地域専門部会 ・目安を踏まえた審議 ・具体的な額の審議</p>	<p>7月3日(水)~7月11日(木) ↓ (地域・特賃)</p>	<p>7月3日(水)~7月19日(金) ↓ (地域)</p>	
8月	<p>8月5日(月)【期限】 14:00~ 第4回総会(第332回) ・地域専門部会結果報告 ・地域別最賃改正決定答申</p> <p>8月21日(水)【期限:午前中】 11:00~ 第5回総会(第333回) 地域別最低賃金 異議の申出に係る諮問・答申 ※10月1日発効(指定発効)</p>	<p>8月中旬~9月上旬頃 各特賃の必要性専門部会 第1回~結審(2~3回程度) ・特賃の改正決定の必要性の有無の審議 ・全会一致の場合は、必要性の答申</p>		<p>8月下旬~9月中旬 ↓ (特賃・必要性有りとなった業種から順次、公示する。)</p>	<p>【答申が8/2の場合】 8月2日(金)~8月19日(月)</p> <p>【答申が8/5の場合】 8月5日(月)~8月20日(火) ↓ (地域)</p>
9月		<p>9月上旬~10月3日【期限】 各特賃の改正決定専門部会 第1回~結審(1~2回程度) 改正審議 ※12月1日発効(法定発効)</p>			
10月	<p>10月9日(火) 9:00~ 第6回総会(第334回) ・不一致審(特賃) ・必要性不一致の場合の報告・答申 ・改正決定不一致の場合の報告・採決・答申</p>				
11月	<p>11月1日(金)14:00~ 第7回総会(第335回) ・異議審(特賃)</p>				<p>10月0日~10月7日 ↓ (特賃)</p>

【期限】の日付は、地域別最賃10月1日発効(指定発効)、特定最賃12月1日発効を遵守する場合の期限等



令和元年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況

令和元年6月28日現在

最低賃金の件名及び産業分類	意向改正 年月日	申出者	労働者数	合意労働者数 (割合)	備考
大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, 1644, L7282)	平成31年2月28日 令和元年6月28日	日本化学エネルギ一産業労働組合連合会 J E C 連合大阪地方連絡会 議長 平間 明弘	2, 171	1, 000 ( 46. 1 %)	労働協約ケース
大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282)	平成31年2月28日 令和元年6月28日	基幹労連大阪府本部 委員長 佐々木 栄一 J A M 大阪 執行委員長 菊地 栄男	16, 847	7, 085 ( 42. 1 %)	労働協約ケース
大阪府はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 (E240, 243, 247, 25, 260, 261, 262, 2635, 2645, 2652 2691, 2692, 2694, 270, 271, 272, 310, 313, L7282)	平成31年2月28日 令和元年6月28日	J A M 大阪 執行委員長 菊地 栄男 基幹労連大阪府本部 委員長 佐々木 栄一	56, 424	25, 658 ( 45. 5 %)	労働協約ケース
大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282)	平成31年2月28日 令和元年6月28日	J A M 大阪 執行委員長 菊地 栄男 自動車総連大阪地方協議会 議長 上辻 文仁	13, 728	7, 902 ( 57. 6 %)	労働協約ケース
大阪府電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29 (E2941, 297を除く), 30, L7282)	平成31年2月28日 令和元年6月28日	電機連合大阪地方協議会 議長 山本 一志	34, 440	32, 982 ( 95. 8 %)	労働協約ケース
大阪府非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282)	平成31年2月28日 令和元年6月28日	全電線・住友電工労働組合大阪支部 執行委員長 鹿場 猛 アールミクス 岸本 善治 議長 関連労働組合連合会 全国伸銅労働組合連合会 森 義仁	4, 745	4, 353 ( 91. 7 %)	公正競争ケース
大阪府自動車小売業最低賃金 (1590, 591 (15914を除く), L7282)	平成31年2月28日 令和元年6月28日	自動車総連大阪地方協議会 議長 上辻 文仁	16, 135	9, 451 ( 58. 6 %)	労働協約ケース

改 正 決 定

※ 労働者数は、平成28年度経済センサス 事業所母集団データベース（29年次フレーム）から算出



## 経済財政運営と改革の基本方針 2019

(令和元年6月21日閣議決定)

## &lt;関係部分抜粋&gt;

第1章 現下の日本経済

## 1. 内外の経済動向と今後の課題

## (1) 日本経済の現状と課題

第2次安倍内閣が発足した2012年当時、我が国は、経済の低迷やデフレに苦しみ、成長力の低下やグローバル競争の激化をはじめ、その取り巻く経済環境の厳しさが増す中で、国民の間では、閉塞感や先行きの不透明感が強まる状況に陥っていた。このため、まずは経済再生を最優先の政策課題に据え、アベノミクスを強力に推進し広く展開することにより、こうした局面を打開することに成功した。

現在の我が国経済は、デフレではない状況を作り出し、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達した。国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も、大きく改善している。雇用面では、生産年齢人口がこの6年間で約500万人減少する中であっても、女性・高齢者の労働参加により就業者が約380万人増加した。また、過去最高水準の企業収益が続く中、最低賃金は2016年度以降3年連続で3%程度の引上げを実現したほか、春季労使交渉では中小企業を含め2%程度の高い賃金上昇が続くなど、着実かつ継続的な賃上げが実現している。

アベノミクスの成果は地域にも波及し、統計を取り始めて以来初めて有効求人倍率は全都道府県で1倍を超える状態が続くとともに、2000年代半ばの景気回復期と比べて、全国的に景況感が改善する中で地域間のばらつきも小さくなっている。さらに、地方圏の地価がバブル崩壊後初めて上昇に転じるなど、地方における経済の好循環の前向きな動きが生まれ始めている。

一方で、中国経済の減速等を背景に輸出や生産が弱含んでおり、先行きについても、米中貿易摩擦の激化など通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の先行きなどの下方リスクにはしっかり目配りする必要がある。

財政面では、我が国の財政は引き続き厳しい状況にあるものの、国・地方の税収は景気回復の継続等により過去最高となり、国・地方の基礎的財政収支（以下「PB」という。）の対GDP比は、2012年度の▲5.5%から2018年度には▲2.8%に縮小する見込みである。また、新経済・財政再生計画（2019～25年度）を定め、団塊の世代が75歳に入り始める2022年までの3年間を「基盤強化期間」（2019～21年度）と位置付け、令和元年度予算から目安に沿った予算編成を行うなど、引き続き経済再生と財政健全化に着実に取り組むこととされた。

2019年10月には、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する

安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資するよう、消費税率の8%から10%への引上げを予定している。今回は、前回2014年4月の引上げ後に景気の回復力が弱まったという経験を十分にいかし、需要変動の平準化に万全を期すこととしている。すなわち、教育無償化や社会保障の充実、軽減税率制度の実施により、今回の引上げによる経済への影響を2兆円程度に抑制する。加えて、予算面では、臨時・特別の措置として、令和元年度当初予算において、2兆円程度、税制面では0.3兆円程度、合わせて2.3兆円程度という十二分な規模の措置を盛り込んだところであり、これらの適切な執行により、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組むこととしている。

中長期の課題に目を転ずれば、平成から令和の時代に引き継がれた課題が多いことは、否めない。人口減少・少子高齢化の進行、第4次産業革命の到来、生産性と成長力の伸び悩み、世界的なデジタル化の流れ、通商問題・保護主義の台頭、エネルギー・環境制約の高まり、地方経済の活性化、大規模自然災害の頻発、社会保障と財政の持続可能性など、我が国が直面する大きな変化や喫緊の課題は、枚挙に暇がない。特に、これまで世界的にも経験したことがない、人口減少や少子高齢化の急速な進展は、我が国経済が直面する最大の壁となっている。

(中略)

## 第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

(中略)

### 2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

一人一人の人材の質を高めるとともに、人生100年時代に向けて誰もが生きがいを感じてその能力を思う存分に発揮できる社会を構築するため、「人づくり革命」と「働き方改革」を推進する。また、Society 5.0時代のニーズに合わせて、従来の型にはまった教育システムを複線型に転換するなど、多様性を追求できる仕組みに改革する。あわせて、成長と分配の好循環を継続・拡大させるため、就職氷河期世代の人々が安定的に就労するなど社会への参画機会を拡大する仕組みを構築するとともに、最低賃金の上昇を実現する。

(中略)

#### (3) 所得向上策の推進

(中略)

#### ② 最低賃金の引上げ

経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り



組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講ずるとともに、下請中小企業振興法<sup>1</sup>に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。

最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析<sup>2</sup>をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する。

(中略)

### **第3章 経済再生と財政健全化の好循環**

#### **1. 新経済・財政再生計画の着実な推進**

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、新経済・財政再生計画を着実に推進する。海外発の下方リスクがみられる中、デフレ脱却・経済再生最優先との安倍内閣の経済政策の基本方針を堅持し、成長と分配の好循環を持続・拡大させることが不可欠である。

このためには、新経済・財政再生計画の着実な推進を通じて、デフレ脱却・経済再生の取組の強化と同時に、歳出改革や歳入改革に当たっても経済再生に寄与する改革とすることが重要である。具体的には、①社会保障改革による保険料負担の伸びの抑制・労働参加の促進、②人的投資をはじめとする民間投資の喚起、③規制・制度改革を通じた公的分野への民間参入・官民連携を併せて実現していく。特に、パラダイムシフトの鍵となる Society 5.0 実現の加速に向けて、徹底したデジタル化をはじめ次世代型行政サービスの構築に早期に取り組むことにより、新たな民間投資やサービスの呼び水とするとともに、中長期的な成長基盤を強化する。

①については、引き続き、企業の生産性の向上や賃上げに向けた財政的なインセンティブ等を通じて賃上げの流れが確実に継続するよう促すとともに、引き続き、経済成長率の引上げや中小企業・小規模事業者を中心とする生産性の底上げを支援しつつ、最低賃金の力強い上昇を実現していく。新経済・財政再生計画に基づき、医療・介護改革を着実に推進し社会保険料負担の伸びを抑制するほか、年金改革等を通じてより多くの国民の労働参加を促すこと等により、可処分所得の継続的な拡大を実現する。これらの取組により、可処分所得の増大と将来の安心の確保を通じて消費を拡大する。マイナンバーカードを活用した消費活性化策や健康づくり支援等の実効性が高まるよう、マイキー

<sup>1</sup> 下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）。

<sup>2</sup> 業種業態別、地域別の実態分析を含む。

プラットフォームの早期かつ広範な普及を進める。

②については、財政の利活用や制度改革等により、Society 5.0時代に向けた人的投資を一層喚起する。このため、メンバーシップ型からジョブ型の雇用形態<sup>3</sup>への転換、より効率的で成果が的確に評価される働き方、労働移動の円滑化等を含め、今後、フェーズⅡの働き方改革に向けて必要な制度改革や仕組みづくりに取り組む。企業による従業員への人的投資や教育機関による適切なカリキュラムの提供等を支援する。企業における人的投資の活性化・見える化に向けて、機関投資家等と関係省庁が連携し、人的資本の非財務情報の活用の在り方について検討を進める。また、人的投資に関する開示の状況について調査し、好事例の収集・公表等を通じて、企業における開示の充実を促進する。政府事業・制度等の一層のイノベーション化等を通じ官民を挙げて研究開発を推進するとともに、大学・研究機関等における人的資本をより高め、産学連携を通じてより多面的な活用を図る。

③については、規制・制度改革を通じた公的分野への民間参入・官民連携を促進し、民需中心に継続的に需要拡大するとともに財政の効率化と質の向上を併せて実現していく。このため、次世代型行政サービスへの改革を推進するとともに、予防・健康づくりやデータヘルスの取組、PPP/PFIなどの公的サービスの産業化の取組を加速・拡大し、公的サービスに付随する投資や新たなサービスの創出を促進する。また、既存資源・資本の有効活用等により、必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現する。

(中略)

## 第4章 当面の経済財政運営と令和2年度予算編成に向けた考え方

### 1. 当面の経済財政運営について

#### (1) 消費税率引上げへの対応

政府は、2019年10月1日の消費税率10%への引上げに当たり、下記の各措置や防災・減災、国土強靱化を含めた2019年度の臨時・特別の措置等の適切な執行により、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組む。

#### ① 駆け込み・反動減の平準化

消費税率引上げの前後において、事業者のそれぞれの判断によって柔軟な価格設定が行われるよう、諸外国の例等を踏まえ整備した「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」<sup>4</sup>の周知を進める。

<sup>3</sup> 職務や勤務場所、勤務時間が平準化された働き方等を選択できる雇用形態。

<sup>4</sup> 「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」(平成30年11月28日内閣官房・公正取引委員会・消費者庁・財務省・経済産業省・中小企業庁)。

同時に、下請などの中小企業・小規模事業者に対する消費税の転嫁拒否等が行われな  
いよう、転嫁拒否等に対する監視、取締りや、事業者等に対する指導、周知徹底等に努  
め、万全の転嫁対策を講ずる。

キャッシュレス・消費者還元事業<sup>5</sup>、プレミアム付商品券事業<sup>6</sup>、耐久消費財（自動車・  
住宅）に係る税制・予算措置により、消費税率引上げ前後の需要変動を平準化し、消費  
を喚起・下支えする。これらの措置についても、事業者に混乱が生じないよう、また、  
消費者が安心して購買できるよう、周知・広報を強力に実施する。

（中略）

## （2）当面の経済財政運営

政府は、成長を持続し、経済再生と財政健全化の好循環を実現していくため、Society  
5.0 の実現や適切な物的・人的投資の一層の喚起等によって、潜在成長率を引き上げ、  
成長力の強化を進める。賃上げなど所得向上に向けた取組や地方での好循環の前向きな  
流れを確実にする取組等を通じて、成長と分配の好循環の拡大を目指す。全世代型社会  
保障の推進や国の財政の持続可能性を見据えた取組等によって、将来に対する不安に対  
応する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定の目標の下、金  
融緩和を推進し、目標をできるだけ早期に実現することを期待する。

（以下、略）

<sup>5</sup> 2019年10月からオリンピック・パラリンピック前の2020年6月までの9か月間に限定し、中小・小規模事業者等に  
おいて消費者がキャッシュレス決済を行う場合、5%（又は2%）ポイント還元により支援（いわゆる「ポイント還  
元事業」）。

<sup>6</sup> 住民税非課税者及び3歳未満の小さな乳幼児のいる子育て世帯に対し、2019年10月から2020年3月までの間で使用  
できるプレミアム付商品券を発行・販売（1人当たり2万5千円まで（プレミアム額5千円））。



成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画  
(令和元年6月21日閣議決定)

<関係部分抜粋>

成長戦略実行計画

第1章 基本的考え方

(1) 背景

AI、IoT、ロボット、ビッグデータ、分散台帳技術（ブロックチェーン）など、第4次産業革命のデジタル技術とデータの活用は、19世紀から20世紀にかけて進んだ電力化や、20世紀末に進んだIT化と同じく、全ての産業に幅広い影響を及ぼす、汎用技術（General Purpose Technology : GPT）としての性格を有する。

令和の新時代において、我が国が第4次産業革命の新たな汎用技術の潜在力を最大限にいかし、生産性向上や経済成長につなげるためには、企業組織の在り方や個人の仕事の内容・仕方など、経済社会システム全体の再構築を図る必要がある。

第4次産業革命は、同質的なコスト競争から付加価値の獲得競争への構造変化をもたらす。デジタル化を企業経営者が本格活用し、いかに差別化を図り、付加価値の高い新たな製品、サービスを生み出すかという競争であり、付加価値の創出・獲得が課題である。

第4次産業革命は、労働市場にも大きな影響を及ぼす。現在、世界的に中スキルの仕事が減少し、高スキルと低スキルの仕事が増加する「労働市場の両極化(Polarization)」が進行している。高スキルの雇用を増加させるためには、機械やAIでは代替できない創造性、感性、デザイン性、企画力といった能力やスキルを具備する人材を育てていく必要がある。

このように、第4次産業革命に合わせて「組織」と「人」の変革を進められるかどうか、付加価値の創出による労働生産性上昇を実現できるかどうかを左右する。

(2) 政府・政策の変革

第4次産業革命の変化のスピードは早く、かつ、急激であり、世界は大きく変化している。政府が、早期に、かつ、具体的に対応策を打ち出し、民間がこれに応じて具体的なアクションを起こせるかどうか、日本が第4次産業革命をリードできるかどうかを決する。この1、2年が勝負である。

このため、必要な法制面を含む環境整備を全政府的に早急に進め、2020年の通常国会において国の基本的なインフラ整備・ルール整備を完了するよう取り組むこととする。

引き続き、アベノミクスにおける大胆な金融政策や機動的な財政運営を推進しつつ、その間に、政府においては、人材の流動化などのオープン・イノベーションの試みを率先して実施すると同時に、規制改革の推進により新規参入や新陳代謝を促進し、経済政

策の持続可能性を確保していく。

(中略)

#### 第4章 人口減少下での地方施策の強化

(中略)

##### 6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上

ローカルのグローバル化を進めるなどにより、中小企業・小規模事業者の生産性を高め、付加価値を増加させ、従業員や家族の消費を支え、地域経済にも貢献するという好循環を促すことが、我が国全体の成長に不可欠である。

##### ① デジタル実装支援

デジタル化による生産性向上の取組が普遍的に広がるよう、ものづくり補助金やIT導入補助金等による支援を引き続き推進するとともに、創業時等におけるクラウド会計をはじめとするデジタル化の普及促進やクラウド・ファンディングなどのデジタルツールの活用を採択時の加点要素とする補助金の範囲の拡大を検討する。また、個社単位のデジタル化のみならず、データレンディング、補助金交付決定の電子記録債権化によるつなぎ融資サービス、EDI関連サービス、支援機関によるデジタル化促進などの普及支援策を検討する。

##### ② 経営資源引継ぎの促進

事業承継を契機に行う新事業展開を促進するため、現行の事業承継補助金について、第二創業・ベンチャー型事業承継への支援の拡充・重点化を行う。また、事業引継支援データベースや後継者人材バンクを抜本拡充するなど、経営資源引継型の創業や第三者承継等を後押しするための取組を進める。

##### ③ 経営者保証

経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として新旧経営者からの二重徴求を行わないことを明記した「経営者保証に関するガイドライン」の特則を年内を目途に策定する。また、中小企業等が経営者保証を不要とするための要件の充足をできるよう、専門家の確認・支援を受けることができる体制を整備する。さらに、事業承継時に後継者の経営者保証を不要とする新たな信用保証メニューを創設するとともに、保証料負担を最大ゼロまで軽減する政策を推進する。加えて、商工中金が原則無保証化するなど、政府系金融機関・信用保証協会の取組を一層促すとともに、これらの施策を通じて民間金融機関による経営者保証に依存しない融資についても一層進めていく。

##### ④ 産業ごとのきめ細かな取引関係の適正化

親事業者からのコスト低下圧力が原因となって、下請事業者となっている中小企業が

賃金や設備投資の水準を上げられない可能性もあることから、利益や付加価値の状況、労働や資本への分配状況等を、産業・業種、企業規模ごとの分析等を行った上で、親事業者と下請事業者との格差が特に大きい産業等を中心に、下請Gメンによる下請事業者の実態把握等も含めて調査を重点的に行うなど、個別の産業に応じた取引関係の課題を明らかにし、競争法制や中小企業法制等をフル活用して、きめ細かな改善を図っていく。

これにより、サプライチェーン全体の中で、大企業と中小企業がコストアップを公正に負担し合ったり、大企業が中小企業のデジタル技術実装に協力したりすることで、中小企業の生産性向上を後押しし、経済全体の付加価値を高める、共存共栄の関係を構築する。

## 成長戦略フォローアップ

### II. 全世代型社会保障への改革

(中略)

### 3. 多様で柔軟な働き方の拡大

(中略)

#### (2) 新たに講ずべき具体的施策

(中略)

#### ii) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

(中略)

#### ③ 最低賃金の引上げ

・経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講ずるとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。

・最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する。

(以下、略)

<sup>1</sup> 業種別業態別、地域別の実態分析を含む。





2019年5月17日

大阪地方最低賃金審議会 御中

団体名：日本労働組合総連合会大阪府連合会

代表者名：会長



大阪府最低賃金の大幅な引上げを求める要請について

[要請内容]

1. 大阪府最低賃金は、政労使合意の「雇用戦略対話」および政府の成長戦略に基づき、公正な労働基準とセーフティネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向けて、早急に「連合大阪リビングウェイジ1000円（時間額）以上」に改正すること。
2. 中小企業・零細事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、取引関係の適正化と中小企業支援策の周知・徹底をはかること。
3. 新たに設定する産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり、労働条件の向上に資するものとする。
4. 大阪地方最低賃金審議会で、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に割合が増加している非正規労働者の生活実態および意見を尊重すること。

[理由]

わが国は超少子高齢化・人口減少社会に突入し、「労働力不足」は深刻な問題となっています。このような中、働く者のモチベーションを維持・向上させていくためには、「人への投資」が不可欠であり、すべての労使が社会的役割と責任を意識して労働諸条件の改善をはかることが必要です。

働く者を取り巻く現状を見ると、全雇用者における非正規労働者の割合が大阪では40.3%となっており、相対的に労働条件が低くおさえられている非正規労働者の処遇を、社会として早期に改善していく必要があります。中でも、労働者の生活を支える最大の柱であり、賃金のセーフティネットである「最低賃金制度」の役割は、ますます重要度を増しています。

日本の地域別最低賃金水準は、この数年で大幅な引き上げが続いていますが、依然として先進国の中でも極めて低い水準にあります。このままでは社会の持続的な発展基盤をも揺るがしかねず、社会を不安定化させることとなります。2019年春季生活闘争でも継続して賃金引き上げを獲得していることや生計費等の現状を鑑み、継続して最低賃金の水準を引き上げることで、暮らしの底上げをはかる必要があります。

地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金第1条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要があります。大阪では、改正決定額の実効性をさらに高めるべく、大阪働き方改革推進会議のもと、新たに「最低賃金のための環境整備に関する作業部会」が設置され、未満率低減に向けた一層の取り組みが急務であると課題提起されています。地域別最低賃金審議会が、重要度が増す最低賃金の実効性を担保し、労働者の生活の安定と向上に寄与され、十分な機能が発揮されるものになることを、ここに要請します。



以上



2019年(令和元年)6月27日

大阪地方最低賃金審議会

会長 服部良子 殿

大阪弁護士会

会長 今川



「最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明」の送付について

当会では、別紙のとおり「最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明」を發表いたしましたので、送付します。

以上



## 最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

- 1 厚生労働大臣は、本年6月頃、中央最低賃金審議会に対して、2019年度地域別最低賃金額改定の目安について諮問し、同審議会は、本年7月頃これに対する答申を行う見込みである。昨年、同審議会は、全国加重平均26円の引上げを答申し、これを受けて、全国各地の地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金を決定した。大阪府の場合、それまでの大阪府最低賃金であった時給909円から時給936円への引上げとなった。
- 2 しかし、現行の大阪府最低賃金（時給936円）で、フルタイム（1日8時間、月約173時間、年約2076時間）稼働したとしても、月収約1.6万円、年収約19.4万円にしかならない。この金額では、賃金だけで自らの生活を維持していくのは困難である。先進諸外国の多くにおいて、日本円に換算した場合の最低賃金が時給1000円を上回ることと比較しても、わが国の最低賃金は依然として低水準にあり、早急に、最低賃金を大幅に引き上げることが求められる。また、本年10月には、消費税率8%から10%への引上げも予定されており、昨年と同程度の引上げでは、生活水準の改善にはつながらない。
- 3 先日、金融審議会・市場ワーキング・グループが公表した報告書「高齢社会における資産形成・管理」では、バブル崩壊後の賃金の伸び悩み、少子高齢化にともなう税・社会保険料の負担の増大などにより、夫65歳、妻60歳の高齢夫婦無職世帯では平均して毎月約5万円の赤字となり、20～30年の老後生活において公的年金だけでは1300万円から2000万円の不足額が生じることが指摘された。同報告書では、保有資産を活用した資産形成・運用といった「自助」の充実が求められるとされているが、現在の最低賃金の水準では、日々の生活を維持していくことすら困難であり、老後に向けた資産形成には程遠い。
- 4 以上のとおり、最低賃金の大幅な引上げは、わが国にとって早急に対処すべき問題である。

なお、最低賃金の大幅な引上げは、特に地方における中小企業の経営に少なくない影響を与えることが予想されるころではあるが、この点は、社会保険料の減免や減税、補助金支給等の中小企業支援措置や、中小企業の生産性を向上させるための各種施策につき、あわせて積極的に検討されるべきである。また、中小企業とその取引先企業との間の公正取引の確保のため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法につきさら

に積極的な運用が望まれるものである。

- 5 よって、当会は、中央最低賃金審議会に対し、地域別最低賃金の全国加重平均1000円を実現できるよう大幅な引上げを内容とする答申をすることを求めるとともに、大阪地方最低賃金審議会に対し、中央最低賃金審議会が提示する目安にかかわらず、大阪府最低賃金を大幅に引き上げることを求める。

2019年（令和元年）6月27日

大阪弁護士会

会長 今川 忠

## 平成 30 年度最低賃金に関する基礎調査について

### 1. 調査の概要

#### (1) 調査の目的

この調査は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に基づいて、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議に資することを目的として、中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握することを目的とする。

#### (2) 調査の範囲

##### ① 事業所

次のアないしクの産業に属し、製造業及び情報通信業のうち新聞業、出版業は 100 人未満、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）は 30 人未満の常用労働者を雇用する民営事業所

ア 製造業

イ 情報通信業のうち新聞業、出版業

ウ 卸売業、小売業

エ 学術研究、専門・技術サービス業

オ 宿泊業、飲食サービス業

カ 生活関連サービス業、娯楽業

キ 医療、福祉

ク サービス業（他に分類されないもの）

##### ② 労働者

6 月 1 日において、①に掲げる事業所に雇用される労働者

#### (3) 調査事項

##### ① 事業所に関する事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 事業所の労働者数

ウ 労働組合の有無

##### ② 労働者に関する事項

ア 性

イ 就業形態

ウ 年齢

エ 勤続年数

オ 職種又は仕事の内容

カ 当年 6 月分の賃金形態

キ 当年 6 月分の基本給額（見込額）

ク 当年 6 月分の精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当（各見込額）

ケ 当年 6 月分の月間所定労働日数

コ 当年 6 月分の 1 日の所定労働時間数

#### (4) 調査の実施期間

5 月上旬～6 月上旬

## 2. 集計値の訂正

平成 30 年 7 月の大阪地方最低賃金審議会専門部会において報告した、「平成 30 年最低賃金に関する基礎調査」を再集計した主な集計値は以下のとおり。

### (1) 平成 30 年の大阪府最低賃金の改正による影響率等

	①修正前 <sup>(注1)</sup>	②修正後	②-①
賃金の引上げが必要な労働者数 <sup>(注2)</sup>	278 千人	279 千人	+1 千人
影響率 <sup>(注3)</sup>	19.3%	19.4%	+0.1%

(注1) 平成 30 年 8 月 2 日 大阪府最低賃金改正についての報道発表を行った資料で公表した数値

(注2) 大阪府最低賃金を時間額 936 円に改正することにより、賃金の引上げが必要な労働者数

(注3) 最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合

### (2) 最低賃金に関する基礎調査の集計表の主な集計項目

	①修正前	②修正後	②-①
時間当平均賃金額	1,453 円	1,461 円	+8 円
中位数 (時間当賃金額)	1,194 円	1,196 円	+2 円

(再集計前)

賃金分布表(1) (地域・産業・就業形態・規模別の賃金額階級別・年齢別表)

30年

賃金分布表(1)

地域:大阪府

産業:地域別最低賃金適用産業

就業形態:(全て)

規模:(全て)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	年齢別					
		17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	1,440,173	22,579	43,783	1,047,194	123,324	90,675	112,618
円	15,245			6,332	1,789	3,225	3,899
-	799	(1.1)		(0.6)	(1.5)	(3.6)	(3.5)
800 - 809	2,706		181	1,630	60	517	318
	809	(0.2)	(0.4)	(0.2)	(0.0)	(0.6)	(0.3)
810 - 819	404			296		83	24
	819	(0.0)		(0.0)		(0.1)	(0.0)
820 - 829	465			102	57	155	151
	829	(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.1)
830 - 839	554			142		103	309
	839	(0.0)		(0.0)		(0.1)	(0.3)
840 - 849	949		271	561		39	77
	849	(0.1)	(0.6)	(0.1)		(0.0)	(0.1)
850 - 859	2,608			2,245		44	318
	859	(0.2)		(0.2)		(0.0)	(0.3)
860 - 869	791		191	447			152
	869	(0.1)	(0.4)	(0.0)			(0.1)
870 - 879	2,373			777		695	901
	879	(0.2)		(0.1)		(0.8)	(0.8)
880 - 889	2,175			1,319	144	334	378
	889	(0.2)		(0.1)	(0.1)	(0.4)	(0.3)
890 - 899	2,830			1,595	651	252	333
	899	(0.2)		(0.2)	(0.5)	(0.3)	(0.3)
900 - 909	57,150	3,361	3,467	39,972	2,331	2,034	5,984
	909	(4.0)	(7.9)	(3.8)	(1.9)	(2.2)	(5.3)
910 - 919	105,540	4,023	5,861	68,377	6,845	9,511	10,922
	919	(7.3)	(13.4)	(6.5)	(5.6)	(10.5)	(9.7)
920 - 929	44,709	2,943	3,798	30,331	2,045	1,505	4,088
	929	(3.1)	(8.7)	(2.9)	(1.7)	(1.7)	(3.6)
930 - 939	42,718	4,291	3,989	23,688	3,202	2,668	4,880
	939	(3.0)	(9.1)	(2.3)	(2.6)	(2.9)	(4.3)
940 - 949	28,292	2,538	2,146	14,909	830	4,977	2,892
	949	(2.0)	(4.9)	(1.4)	(0.7)	(5.5)	(2.6)
950 - 959	57,490	1,471	6,603	34,400	3,137	5,404	6,475
	959	(4.0)	(15.1)	(3.3)	(2.5)	(6.0)	(5.7)
960 - 969	19,028	459	1,561	12,885	1,024	819	2,280
	969	(1.3)	(3.6)	(1.2)	(0.8)	(0.9)	(2.0)
970 - 979	14,426	506	1,293	8,974	1,280	1,738	634
	979	(1.0)	(3.0)	(0.9)	(1.0)	(1.9)	(0.6)
980 - 989	24,381	506	2,726	18,594	486	973	1,094
	989	(1.7)	(6.2)	(1.8)	(0.4)	(1.1)	(1.0)
990 - 999	9,452		71	6,768	699	452	1,463
	999	(0.7)	(0.2)	(0.6)	(0.6)	(0.5)	(1.3)
1,000 - 1,049	119,429	2,021	6,817	81,394	10,096	7,812	11,291
	1,049	(8.3)	(15.6)	(7.8)	(8.2)	(8.6)	(10.0)
1,050 - 1,099	56,115		61	43,952	3,123	2,391	6,587
	1,099	(3.9)	(0.1)	(4.2)	(2.5)	(2.6)	(5.8)
1,100 - 1,149	70,783		1,781	56,588	3,194	4,214	5,007
	1,149	(4.9)	(4.1)	(5.4)	(2.6)	(4.6)	(4.4)
1,150 - 1,199	44,414		250	36,280	3,306	1,741	2,837
	1,199	(3.1)	(0.6)	(3.5)	(2.7)	(1.9)	(2.5)
1,200 - 1,249	39,585		602	31,514	4,256	1,925	1,289
	1,249	(2.7)	(1.4)	(3.0)	(3.5)	(2.1)	(1.1)
1,250 - 1,299	48,312	459	235	36,368	4,841	2,963	3,447
	1,299	(3.4)	(0.5)	(3.5)	(3.9)	(3.3)	(3.1)
1,300 - 1,349	39,978		918	30,671	2,952	1,594	3,844
	1,349	(2.8)	(2.1)	(2.9)	(2.4)	(1.8)	(3.4)
1,350 - 1,399	37,838			30,347	3,214	1,746	2,531
	1,399	(2.6)		(2.9)	(2.6)	(1.9)	(2.2)
1,400 - 1,499	80,229		918	64,986	7,628	3,091	3,606
	1,499	(5.6)	(2.1)	(6.2)	(6.2)	(3.4)	(3.2)
1,500 -	469,204		44	360,750	56,134	27,669	24,606
		(32.6)	(0.1)	(34.4)	(45.5)	(30.5)	(21.8)
月平均賃金額	199,973	54,145	71,328	210,742	250,037	182,152	138,614
時間当り平均賃金額	1,453	941	978	1,467	1,760	1,388	1,333
月一人当たり労働時間数	133	57	73	139	141	132	107
第1・20分位数	909	909	909	909	910	872	873
第1・10分位数	910	909	910	910	920	910	909
第1・4分位数	950	910	920	980	1,025	946	930
中位	1,194	930	950	1,247	1,420	1,083	1,019
四分位偏差係数	0.3004	0.0166	0.0422	0.2821	0.3595	0.2941	0.2307

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比



# (再集計値)

賃金分布表(1) (地域・産業・就業形態・規模別の賃金額階級別、年齢別表)  
 30年 賃金分布表(1) 地域:大阪府 産業:地域別最低賃金適用産業 就業形態:(全て) 規模:(全て)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	年齢別					
		17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	1,440,173	22,499	44,078	1,033,027	125,521	95,234	119,815
円	15,465			6,767	2,123	2,796	3,778
-	799	(1.1)		(0.7)	(1.7)	(2.9)	(3.2)
800 - 809	2,996		149	1,653	74	700	419
	396		(0.3)	(0.2)	(0.1)	(0.7)	(0.3)
810 - 819	535			263		106	27
	(0.0)			(0.0)		(0.1)	(0.0)
820 - 829	550			134	54	196	151
	(0.0)			(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.1)
830 - 839	953			107		117	327
	(0.1)			(0.0)		(0.1)	(0.3)
840 - 849	2,862		271	560		43	79
	(0.2)		(0.6)	(0.1)		(0.0)	(0.1)
850 - 859	859			2,478		43	341
	(0.1)			(0.2)		(0.0)	(0.3)
860 - 869	2,980		193	505			161
	(0.2)		(0.4)	(0.0)			(0.1)
870 - 879	2,425			1,019		861	1,101
	(0.2)			(0.1)		(0.9)	(0.9)
880 - 889	3,271			1,430	187	379	429
	(0.2)			(0.1)	(0.1)	(0.4)	(0.4)
890 - 899	50,660	3,458	3,479	1,838	833	267	333
	(3.5)	(15.4)	(7.9)	(0.2)	(0.7)	(0.3)	(0.3)
900 - 909	110,078	4,129	5,845	32,725	2,596	1,844	6,557
	(7.6)	(18.4)	(13.3)	(3.2)	(2.1)	(1.9)	(5.5)
910 - 919	46,198	3,128	4,093	70,269	7,422	10,653	11,760
	(3.2)	(13.9)	(9.3)	(6.8)	(5.9)	(11.2)	(9.8)
920 - 929	41,563	4,096	3,873	30,806	2,184	1,611	4,375
	(2.9)	(18.2)	(8.8)	(3.0)	(1.7)	(1.7)	(3.7)
930 - 939	28,060	2,641	2,260	22,576	3,088	2,530	5,400
	(1.9)	(11.7)	(5.1)	(2.2)	(2.5)	(2.7)	(4.5)
940 - 949	51,717	938	5,673	14,326	777	5,072	2,984
	(3.6)	(4.2)	(12.9)	(1.4)	(0.6)	(5.3)	(2.5)
950 - 959	19,553	626	1,542	30,880	2,943	5,124	6,158
	(1.4)	(2.8)	(3.5)	(3.0)	(2.3)	(5.4)	(5.1)
960 - 969	13,648	469	1,238	12,684	1,060	762	2,880
	(0.9)	(2.1)	(2.8)	(1.2)	(0.8)	(0.8)	(2.4)
970 - 979	26,707	469	3,026	8,567	1,171	1,503	700
	(1.9)	(2.1)	(6.9)	(0.8)	(0.9)	(1.6)	(0.6)
980 - 989	8,504		112	20,111	449	1,218	1,434
	(0.6)		(0.3)	(1.9)	(0.4)	(1.3)	(1.2)
990 - 999	123,266	1,918	6,570	5,343	688	460	1,901
	(8.6)	(8.5)	(14.9)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(1.6)
1,000 - 1,049	55,318		50	83,579	10,242	8,476	12,481
	(3.8)		(0.1)	(8.1)	(8.2)	(8.9)	(10.4)
1,050 - 1,099	71,881		1,729	42,557	2,849	2,666	7,197
	(5.0)		(3.9)	(4.1)	(2.3)	(2.8)	(6.0)
1,100 - 1,149	43,674		318	56,508	3,350	5,073	5,221
	(3.0)		(0.7)	(5.5)	(2.7)	(5.3)	(4.4)
1,150 - 1,199	39,190		799	34,865	3,295	2,059	3,137
	(2.7)		(1.8)	(3.4)	(2.6)	(2.2)	(2.6)
1,200 - 1,249	48,420	626	313	31,170	3,870	1,957	1,394
	(3.4)	(2.8)	(0.7)	(3.0)	(3.1)	(2.1)	(1.2)
1,250 - 1,299	40,562		1,252	35,695	4,793	3,141	3,852
	(2.8)		(2.8)	(3.5)	(3.8)	(3.3)	(3.2)
1,300 - 1,349	37,577			30,605	3,229	1,639	3,838
	(2.6)			(3.0)	(2.6)	(1.7)	(3.2)
1,350 - 1,399	77,770			29,944	3,302	1,895	2,436
	(5.4)			(2.9)	(2.6)	(2.0)	(2.0)
1,400 - 1,499	472,532		1,252	61,837	7,617	3,448	3,617
	(32.8)		(2.8)	(6.0)	(6.1)	(3.6)	(3.0)
1,500 -			43	361,224	57,324	28,595	25,347
			(0.1)	(35.0)	(45.7)	(30.0)	(21.2)
月平均賃金額	199,874	53,883	72,613	211,421	249,178	181,684	137,356
時間当平均賃金額	1,461	942	986	1,478	1,766	1,391	1,324
月一人当たり労働時間数	133	57	73	139	140	132	107
第1・20分位数	909	909	909	910	910	878	875
第1・10分位数	910	909	910	910	913	910	909
第1・4分位数	958	910	920	987	1,022	946	930
中位数	1,196	930	950	1,250	1,420	1,100	1,010
四分位偏差係数	0.2968	0.0165	0.0422	0.2838	0.3726	0.2869	0.2290

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比



大労発基第 0703 第 1 号  
令和元年 7 月 3 日

大阪地方最低賃金審議会  
会長 服部 良子 殿

大阪労働局長  
井上 真

大阪府最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和 56 年大阪労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。



大労発基第 0703 第 2 号  
令和元年 7 月 3 日

大阪地方最低賃金審議会  
会長 服部 良子 殿

大阪労働局長  
井上 真

最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）（以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車小売業最低賃金